

人権方針

東海理化グループは「社会の一員として、法と倫理を遵守し自然・地域と共生する企業をめざす」を経営理念の一つとして掲げており、お客様、社員、家族、地域社会を愛し、愛される会社を目指しています。そのような中、すべての事業活動において、関わる全ての人の人権尊重の重要性を認識しています。そこで「東海理化グループ人権方針」（以下、「本方針」）を定め、これを指針として人権尊重の取り組みを推進していきます。

1. 人権尊重に関するコミットメント

東海理化グループは、「国際人権章典」、「労働における基本的原則及び権利に関する ILO 宣言」などの国際的に認められた人権に関する考え方を尊重し、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」を支持し、人権尊重の取り組みを推進していきます。

東海理化グループは、企業活動を行う国・地域の法令を遵守します。国・地域の法令が国際的に認められた人権と矛盾する場合は、国際的に認められた人権を最大限尊重する方法を追求します。

2. 適用範囲

本方針は東海理化グループのすべての役員、社員に適用します。

また、東海理化グループの製品・サービスに関係する仕入先を含むすべてのステークホルダーにも、本方針を理解し、支持していただくことを期待します。

3. 人権デューデリジェンス

東海理化グループは、人権への悪影響を特定、予防、軽減するために実施されるプロセスである人権デューデリジェンスの仕組みを構築し、これを継続的に実施します。

4. 是正・救済

東海理化グループは、自らの事業活動による他者への人権侵害を是正し、人権への悪影響を助長したことが明らかになった場合には、停止に向け真摯に対処します。

取引先またはその他関係者による人権への悪影響が、当社の事業、製品またはサービスと直接つながっている場合、当社は、これらの取引関係者等に対しても、人権を尊重し、侵害しないよう求めていきます。

5. 教育・啓発

東海理化グループは、当社の役員・社員に対して適切な教育・啓発活動を行い、本方針の浸透を通じて人権への悪影響の予防と是正に努めます。

また、本方針を企業活動全体に定着させるために関連する方針やガイドライン、その他の必要な手続きに反映します。

6. 進捗確認と情報開示

東海理化グループは、人権方針の遵守状況を継続的にモニタリングするとともに、人権方針の浸透に向けた取組みやその進捗に関する情報を、自社のウェブサイト、統合報告書などを通じて、適切に開示します。

7. ステークホルダーとの対話

当社は、人権への負の影響について、関連するステークホルダーとの対話を行い、自社の活動にフィードバックします。

2022 年 11 月 1 日
株式会社東海理化
代表取締役社長
二之夕 裕美